

平成21年7月10日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 供託金還付請求権取立権確認請求事件

口頭弁論終結日 平成21年6月12日

判 決

原告 国

被告 Y株式会社

主 文

- 1 別紙供託金目録記載の各供託金について、原告が還付請求権の取立権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 請求原因

1 被告

被告(昭和62年1月30日設立)は、印章の製造・販売等を主たる事業内容とする株式会社である。

被告について、大阪地方裁判所において、平成19年9月26日に破産手続開始の決定が、同年12月6日に破産手続廃止の決定がそれぞれされ、同決定は、平成20年1月5日に確定した。

2 原告の本件国税債権

原告は、平成19年4月12日当時、別紙租税債権目録(1)記載のとおり、被告に対する国税債権(以下「本件国税債権」という。)を有していた。

本件国税債権の額は、それぞれ、平成19年5月11日時点で上記目録（2）記載のとおり、平成20年4月14日時点で同目録（3）記載のとおり、同年5月9日時点で同目録（4）記載のとおりであった。

### 3 被告の売掛金債権の存在及び譲渡

#### （1） 被告の売掛金債権

##### ア 本件債権1

被告は、平成13年3月14日、訴外株式会社A（以下「A」という。）との間で、名刺印刷作成契約を締結した。

被告のAに対する上記名刺印刷作成契約に基づく代金の残額は、平成19年4月12日当時、80万4085円であった（同年2月分39万3010円と同年3月分41万1075円の合計額。以下、この代金債権を「本件債権1」という。）。

##### イ 本件債権2及び3

被告は、昭和48年8月8日、訴外B株式会社（以下「B」という。）との間で、名刺、ゴム印等の作成に係る基本契約を締結した。

被告のBに対する上記基本契約に基づく代金の残額は、平成19年4月5日当時、22万2449円（同年2月分の全額と同年3月分の一部の合計額）であり（以下、この代金債権を「本件債権2」という。）、また、同年5月8日当時、上記とは別に、同代金の残額が9861円（同年3月分の一部）あった（以下、この代金債権を「本件債権3」という。）。

#### （2） 被告とC銀行との間の本件集合債権譲渡担保契約

被告は、平成19年1月25日ころ、訴外C銀行株式会社（以下「C銀行」という。）との間で、C銀行の被告に対する貸金債権を担保する目的で、被告が各取引先に対して当時有していた売掛金債権及びその後3年間に発生する売掛金債権をC銀行に譲渡する旨の契約（以下「本件集合債権譲渡担保契約」という。）を締結した。

被告とC銀行は、本件集合債権譲渡担保契約を締結する際、C銀行に対して負担している債務につき、支払を遅延し又は期限の利益を喪失した場合、譲渡債権の第三債務者を特定するため、同契約の契約証書（甲6）及び被告が作成した債権譲渡通知書の第三債務者名の記載欄に、C銀行が被告に代わって第三債務者名を記入して、債権譲渡通知書を発送できる権限を、被告がC銀行に付与する旨の合意をした。

（3） 第三債務者に対する対抗要件の具備

C銀行は、上記合意に基づき、平成19年3月27日にBに対し、同月29日にAに対し、それぞれ、各社に対する売掛金債権のうち、通知書到達時に発生している債権及びその後6か月以内に発生する債権がC銀行に譲渡された旨の、確定日付のある通知をした。

4 供託

（1） 本件債権1の差押え及び供託

ア 原告は、平成19年4月12日、被告に対する滞納処分として、本件債権1を差し押さえ、この差押えに係る債権差押通知書は、同月13日、Aに送達された。

イ 被告は、上記差押えがされた平成19年4月12日当時、別紙財産目録記載の各積極・消極財産を有しており、当該積極財産からの徴収可能額は、33万7847円であり、他方、同日当時の本件国税債権の額は、前記のとおり、136万6461円（別紙租税債権目録（1）参照）であった。

ウ 原告は、C銀行に対し、平成19年4月26日、本件債権1を譲渡担保財産とする、譲渡担保権者の物的納税責任に関する決議書（甲13の1）を発送し、同年5月1日、国税徴収法24条2項に規定する告知をした（以下「本件告知1」という。）。しかるに、C銀行は、上記決議書が発せられた日から10日を経過した日までに、同書面に記載された徴収しようとする金額の納付をしなかった。

エ Aは、平成19年4月27日、債権者を確知することができないことを理由に、被供託者を被告又はC銀行として、本件債権1に係る金員全額を、大阪法務局に供託した（以下、この供託金を「本件供託金1」といい、これに係る供託金還付請求権を「本件供託金還付請求権1」という。）。

(2) 本件債権2及び3の供託

Bは、債権者を確知することができないことを理由に、被供託者を被告又はC銀行として、本件債権2については、平成19年4月5日、本件債権3については、同年5月8日、それぞれ、同各債権に係る金員全額を、大阪法務局に供託した（以下、これらの供託金を順に「本件供託金2」、「本件供託金3」といい、これらに係る供託金還付請求権を順に「本件供託金還付請求権2」、「本件供託金還付請求権3」という。）。

5 滞納処分等（取立権の発生）

(1) 本件供託金還付請求権1について

原告は、平成19年5月11日、滞納処分として、C銀行が有する本件供託金還付請求権1を差し押さえ、この差押えに係る債権差押通知書は、同日、大阪法務局供託官に送達された。

(2) 本件供託金還付請求権2及び3について

ア 原告は、平成19年4月12日、被告に対する滞納処分として、本件供託金還付請求権2を差し押さえ、この差押えに係る債権差押通知書は、同日、大阪法務局供託官に送達された。

イ 原告は、平成19年5月11日、被告に対する滞納処分として、本件供託金還付請求権3を差し押さえ、この差押えに係る債権差押通知書は、同日、大阪法務局供託官に送達された。

ウ 原告は、平成20年4月14日、C銀行に対し、本件供託金還付請求権2及び3を譲渡担保財産とする、譲渡担保権者の物的納税責任に関する決議書2通（甲16の1及び2）による告知をした（以下、それぞれ「本件告知2」、「本

件告知3」という。）。しかるに、C銀行は、上記各決議書が発せられた日から10日を経過した日までに、同書面に記載された徴収しようとする金額の納付をしなかった。

## 6 結論

よって、原告は、本件供託金還付請求権1ないし3の取立権を有している。

## 第3 請求原因に対する認否

原告主張の各事実は、いずれも知らない。

## 第4 当裁判所の判断

1 以下に掲記する証拠（ただし、枝番のある書証については、特に明示しない限り、枝番全部を含む趣旨である。）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因1の事実（甲1、3、4）、同2の事実（甲5）、同3の（1）の事実（甲7、8、10、11）、同3の（2）の事実（甲6）、同3の（3）の事実（甲7、9ないし12）、同4の（1）の事実（甲7、8、13、17）、同4の（2）の事実（甲10、11）、同5の（1）の事実（甲14の1及び3）及び同5の（2）の事実（甲14ないし16）が認められる。上記認定を覆すに足りる証拠は全くない。

2 上記認定事実に基づき検討するに、原告は、被告に対して本件国税債権を有し、被告は、Aに対して本件債権1を、Bに対して本件債権2及び3を有していたところ、これらを含む売掛金債権につき、C銀行との間で、本件集合債権譲渡担保契約を締結するとともに、同契約に基づく債権譲渡につき、両者間の特約に基づいて、C銀行から各第三債務者に対する確定日付のある通知がされ、対抗要件が具備されたものである。

そして、本件債権1に関しては、①原告は、被告に対する滞納処分として、被告のAに対する本件債権1を差し押さえ、この差押えに係る通知書が第三債務者であるAに送達されたこと、②本件債権1は、国税徴収法24条1項の譲渡担保財産に当たり、また、原告が把握し得た被告の積極・消極財産の内容からすると、本件告知1がされた当時、被告の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に

不足する状況であったこと、③そこで、原告は、C銀行に対し、上記②を前提とする同条2項所定の告知（本件告知1）をしたが、同銀行は、同条3項所定の日までに当該徴収をしようとする金額の納付をしなかったこと、④一方、Aは、上記①の差押通知書を受領した後、本件債権1につき、民法494条後段に基づく供託をしたこと（本件供託金1）、⑤そこで、原告は、C銀行を第二次納税義務者とみなし（国税徴収法24条3項参照）、滞納処分として、同銀行が有する本件供託金還付請求権1を差し押さえ、この差押えに係る通知書が第三債務者である大阪法務局供託官に送達されたことが認められる。

また、本件債権2及び3に関しては、①Bは、上記のとおり本件集合債権譲渡担保契約に基づく譲渡の通知がされた後、被告のBに対する本件債権2及び3につき、民法494条後段に基づく供託をしたこと（本件供託金2及び3）、②原告は、被告に対する滞納処分として、本件供託金還付請求権2及び3を差し押さえ、この差押えに係る通知書が第三債務者である大阪法務局供託官に送達されたこと、③一方、本件債権2及び3は、国税徴収法24条1項の譲渡担保財産に当たり、また、本件告知2及び3がされた当時、被告については既に破産手続廃止の決定がされており、被告の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足する状況であったこと、④そこで、原告は、C銀行に対し、上記③を前提とする同条2項所定の告知（本件告知2及び3）をしたが、同銀行は、同条3項所定の日までに当該徴収をしようとする金額の納付をしなかったことが認められる。

以上によれば、原告は、本件供託金還付請求権1ないし3のいずれについても、その取立権を取得したと認めるのが相当である。

## 第5 結論

よって、原告の本件請求は全部理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

裁判官

林 潤